

事前協議書及び指定申請書の提出期限（訪問系・相談系）

新しく指定を受けようとする訪問系サービス事業所の事業者等は下記の期日までに事前協議書や指定申請書類を提出するようにしてください。

指定申請書類を提出していただいても、書類の不備等により受理できない場合があります。期日に余裕をもって申請等してください。

なお、訪問系サービスとは、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいいます。また、相談系サービスも訪問系サービスの期限に準じます。

指定月	事前協議書提出期限	指定申請提出期限
令和6年7月	令和6年4月30日	令和6年5月31日
令和6年8月	令和6年5月31日	令和6年6月28日
令和6年9月	令和6年6月28日	令和6年7月31日
令和6年10月	令和6年7月31日	令和6年8月30日
令和6年11月	令和6年8月30日	令和6年9月30日
令和6年12月	令和6年9月30日	令和6年10月31日
令和7年1月	令和6年10月31日	令和6年11月29日
令和7年2月	令和6年11月29日	令和6年12月27日
令和7年3月	令和6年12月27日	令和7年1月31日
令和7年4月	令和7年1月31日	令和7年2月28日
令和7年5月	令和7年2月28日	令和7年3月31日
令和7年6月	令和7年3月31日	令和7年4月30日

※ 申請書の不備等により受理できない場合があります。余裕をもって申請するようにしてください。